

豊田市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

地方公共団体の基幹業務システムの統一及び標準化の取組により、適正な選挙の管理執行に寄与することを目的に、国が示す標準仕様に適合した選挙人名簿管理システムの構築、導入及びガバメントクラウドへの移行を行う。

2 契約の概要

国が示す標準仕様に適合した選挙人名簿管理システムの構築、導入及びガバメントクラウドへの移行業務

3 提案限度額

108,495,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度： 16,273,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度： 92,221,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

（参考）令和10年度以降の年間維持管理経費 8,521,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1） 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5） 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6） このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- （7） 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額2,500万円以上の選挙人名簿管理システム構築業務の履行実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

9月14日(月)	業者選定審査会による方式の決定
9月15日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
9月15日(火)	業務説明資料等の交付開始
9月28日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
9月29日(火)	参加資格確認通知書の送付
10月 2日(金)	質問の回答期限
10月15日(木)	提案書等の提出期限
10月21日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
10月22日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
11月24日(火)(予定)	業者選定審査会による業者の決定
12月 2日(水)(予定)	見積徴取
12月10日(木)(予定)	契約締結

(2) ヒアリング(予定)

- ア 日時 10月21日(水) 午後1時30分から午後5時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所南庁舎 南33会議室(南庁舎3階)(予定)
- ウ 備考 (ア) 提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
- (イ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- (ウ) 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- (エ) 場合によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	総務部 部長 塚田 良
委員	豊田市 CDO補佐官 小出 篤(合同会社情報政策リサーチ&コンサルティング)
	市民部 副部長 梅村 靖之
	選挙管理委員会事務局 書記次長 金子 敦
	情報システム課 課長 柴田 拓馬

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内(表紙、目次、見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本6部)。なお、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと(表紙、目次及び本文を含むので注意すること。)

(1) 業務経歴

過去5年間の選挙人名簿管理システム構築業務の受託実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、上記受託実績のうち、以下の受託実績がある場合は、その旨記載すること。

ア 選挙人名簿管理システムに係る標準化対応業務の受託実績

イ 国、都道府県、東京都特別区、政令指定都市、中核市及び施行時特例市の自治体から受託した選挙人名簿管理システム構築業務の受託実績

（2）業務担当体制

業務担当責任者及び業務担当者の経歴のほか、国、都道府県、東京都特別区、政令指定都市、中核市及び施行時特例市の自治体における選挙人名簿管理システム構築業務（件数）及び現在の手持ち業務

（3）業務実施方針

本業務の実施における課題の整理及び対応方針

（4）本業務への提案及び意見

ア 本業務の実施体制に関すること。

本業務の実施体制について記載すること。

イ 本業務のプロジェクト管理に関すること。

本業務を実施するためのプロジェクト管理に係る対応方針について記載すること。

ウ 本業務で構築するシステムの設計・開発に関すること。

本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムの設計・開発に必要な要件の整理及び要件定義並びに設計・開発に係る対応方針について記載すること。

エ 本業務で構築するシステムの導入・設定に関すること。

本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムの導入・設定に係る対応方針について記載すること。

オ 本業務で構築するシステムのテストに関すること。

本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムのテストの方法、環境、ツール等の作業方針について記載すること。

カ 本業務で構築するシステムのデータ移行・本番切替に関すること。

本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムに係るデータ移行・本番切替の役割分担、方法、環境、ツール、スケジュール等のデータ移行・本番切替方針について記載すること。

キ 本業務の情報セキュリティ対策に関すること。

（ア）本業務の実施期間中における情報セキュリティ確保に係る対応方針について記載すること。

（イ）本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後の情報セキュリティ対策における課題の整理及び対応方針について記載すること。

ク 本業務の危機管理対策に関すること。

（ア）本業務の実施期間中における危機管理に係る対応方針について記載すること。

（イ）本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後の危機管理における課題の整理、データのバックアップ手法、システム障害が発生した場合のシステム復旧に係る対応方針について記載すること。

ケ 本業務の職員研修に関すること。

本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムに係る職員研修の実施に係る実施手段、内容等の対応方針について記載すること。

コ 本業務の運用・フォロー体制に関すること。

(ア) 本業務で構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後のガバメントクラウド運用管理補助業務を含めた運用保守業務の対応方針について記載すること。

(イ) 本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後の運用体制に係る対応方針について記載すること。

(ウ) 本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムの通常運用時及びシステム障害発生等緊急時における連絡体制及びフォロー対応等の対応方針について記載すること。

サ 本業務の維持管理費（ランニングコスト）に関すること。

本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後に想定される年間維持管理経費（ランニングコスト）について記載すること。なお、令和10年度以降の年間維持管理経費（ランニングコスト）の提案限度額は年額8,521,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

シ その他

選挙事務の効率化、デジタル化等を通じた安定的かつ持続可能な選挙執行体制の確保に資する提案について記載すること。また、電磁的記録式投票機を用いた投票制度を導入する場合の課題整理に対する対応方針について記載すること。

(5) 標準オプション機能要件確認表

標準オプション機能要件確認表には、豊田市が想定している機能に対して、提案者のパッケージでの対応状況について、以下の判断基準により、「対応状況」欄に記載すること。なお、判定は、提案者の想定する、本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システムの導入スケジュールのテスト工程時点での対応状況を回答すること。

【標準オプション機能要件の判断基準】（A又はBを推奨）

A：提案するパッケージで実装可能

B：代替案で対応可能

※この機能要件を実現可能とする具体的な方法を「代替案」欄に記載すること。

※この機能要件の実現を不要とする場合は、具体的な理由を「備考」欄に記載すること。

C：対応不可

その他記載すべき事項がある場合は、「備考」欄に追記すること。

(6) 工程計画

本業務を実施するための作業工程及びスケジュール

(7) 見積書及び積算内訳書（1部）

・ 本業務に係る提案金額を記載した見積書及び積算内訳書

・ 本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後に想定される令和10年度以降の年間維持管理経費（ランニングコスト）を記載した見積書及び積算内訳書

8 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（40点）
- (イ) 業務担当者等の業務実績・能力（50点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（12点）
- (イ) 本業務についての提案・意見 アからコまで及びシ（56点）
- (ウ) 工程計画（4点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

評価点（500点）＝（1）ア（業務経歴（90点））＋（1）イ（業務実施計画（72点）×5人）＋（2）価格点（50点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、評価点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

・本業務に係る提案金額の価格点

価格点 ＝ 35点満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

・本業務において構築する選挙人名簿管理システム及び関連業務システム稼働後に想定される令和10年度以降の年間維持管理経費（ランニングコスト）の価格点

価格点 ＝ 15点満点（価格点数） × （最低見積金額÷見積提示金額）

- (3) 最高得点の者が同点の場合は、評価項目のうち8（1）イ（ア）及び（イ）の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。
なお、最低基準点は250点とする。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。
仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(8) 本契約の履行結果が優良な場合、令和14年度まで「(仮) 豊田市選挙人名簿管理システム運用保守業務委託」を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好な場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。